

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
(略)		(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、パチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
(略)		(略)

(注) (略)

附 則（令和4年12月14日経企第2900号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

[現 行]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
(略)		(略)
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、パチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
(略)		(略)

(注) (略)